

唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託

要求水準書

唐津市上下水道局

令和8年4月

第1章 総則

(趣旨)

第1条 唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、受託者並びに唐津市水道事業（以下「委託者」という。）が唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託（以下、「本業務」という。）を実施するうえで満たすべき業務の水準を定めるものであり、受託者自身が具体的な実施方法などを提案するうえでの指針となるものである。

(適用)

第2条 受託者は、本業務の契約期間にわたって、要求水準書を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、要求水準書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。
- 3 受託者が提出する提案については、委託者及び受託者が協議を行ったうえで、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条 この委託の目的は、委託者の事業運営にあたり、本業務を実施することにより、安全で安定した水道水を供給することを目的とする。

- 2 受託者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに委託者が定めた委託業務監督員と打合せを行い、契約書、要求水準書及び唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務実施計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの期間は、引継期間とする。また、事務所の設置については、委託者から行政財産使用許可を受けた範囲内において、有償で貸出すことができる。
- 4 受託者は、本業務を長期にわたり継続的に履行する者であることから、受託者の持つ技術力を活かし、様々な取組及び工夫を行い、業務の効率化及び高度化を

図るよう努めるものとする。

5 受託者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、市民サービスの向上に最大限の努力を払わなければならない。

(前提条件)

第4条 前提条件とは、本業務について受託者に提案を求めない委託者があらかじめ定める事項及び実施する行為等である。

2 この業務において受託者が本業務を履行する場所は、次の各号のとおりとする。

(1) 唐津市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第264号）第3条第2項第1号及び第3項第1号に定める給水区域とする。ただし、業務の内容によって、これらの区域以外の唐津市内及び委託者が指定する場所についても履行するものとする。

(2) 業務履行場所については、唐津市内一円及び唐津市役所本庁舎5階管路サービス（以下「管路サービス」という。）で行うものとし、時間外及び休日の電話対応業務については、委託者受託者協議の上、決定する。

(従業員勤務体制及び勤務時間)

第5条 従業員が業務内容を確実に履行できる勤務体制を構築し、書面により委託者に提出しなければならない。

(1) 業務の勤務時間は、唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。（ただし、次号ア、イの窓口受付業務を除く。）

(2) 夜間及び休日における業務の時間は、次に掲げるとおりとする。なお、ア、イの窓口受付は電話受付により行う

ア 夜間の窓口受付業務 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

イ 休日の窓口受付業務 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 休憩時間、休息時間、週休日等の就業については、唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第41号）を参考に定めること。

(4) 休憩休息は、市民に誤解を招くことが無いよう、唐津市職員に準じ節度を守

ること。

(5) 夜間作業が予定されるときは、事前に適度な休息をとることを妨げない。緊急の場合は作業完了後に業務に支障のない範囲で業務責任者が休息を指示することができる。

(6) 従業員の事故、病気等により欠員が生じたときは、他の従業員を確保し、本業務に支障が生じないような体制を確立しておくこと。

2 受託者は、この委託において有償又は無償にかかわらず、管路サービス及び唐津市役所西別館上下水道局資材倉庫の委託者が指定する部分並びに事業該当用地及び施設を使用できるものとする。また、その他の施設の使用に当たっては、事前に委託者と協議するものとする。

3 受託者は、本業務で実施する漏水修理工事等において、委託者が保管する貯蔵品（以下「貯蔵品」という。）を使用することができる。

(1) 貯蔵品の使用に当たっては、委託者に貯蔵品使用願を提出し、承認を得なければならない。

(2) 受託者は、定期的に在庫の点検を行い、貯蔵品台帳により適正に管理しなければならない。また、委託者がたな卸しを実施する際は、貯蔵品台帳を委託者に提出するものとする。

(3) 受託者は、貯蔵品を売却、処分、流用、その他委託者が承認する用途以外に用いる等の行為を行ってはならない。

4 受託者は、本業務に必要な備品の管理を委託されるものとする。

(1) 受託者に管理を委託する備品は、本業務開始時に委託者が指定する。

(2) 受託者は、委託者から管理を委託された備品は、無償で使用することができる。ただし、水道管路管理システム等、他部門においても水道事業のために利用する備品については、委託者が許可した者の使用を拒み独占することはできない。

(3) 受託者は、委託者に申込の上、委託者所有の給水車を無償で使用することができる。

- 5 経費負担の区分については、表1のとおりとする。
- 6 リスク分担の区分については、表2のとおりとする。

(委託業務監督員)

第6条 委託者は、受託者又は第8条に掲げる業務責任者を指示監督するため、委託業務監督員を選任する。

- (1) 委託業務監督員は、主管課係長とする。
- (2) 委託業務監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 受託者又は業務責任者に対する指示及び協議

イ 要求水準書等に基づく業務履行状況の検査

ウ その他委託者が指示する業務の連絡調整

(業務従事者)

第7条 受託者は、自己の責任において、委託業務に従事する業務従事者（臨時に雇用する者を含む。）を確保しなければならない。

- 2 増員及び欠員の補充については、受託者において募集し、採用するものとする。
- 3 受託者は、業務の実施にあたり、業務従事者（変更）届を委託者へ提出しなければならない。
- 4 受託者は、業務従事者の身分証明書を作成する場合には、委託者に身分証明書交付承認申請書により承認を求めるものとする。

(業務責任者)

第8条 受託者は、業務従事者の中から要求水準書等に定められた事項の処理にあたり、委託業務の管理運営のため業務責任者を選任しなければならない。

- 2 業務責任者は、委託業務全般について一切の管理を行い、業務の執行及び運営管理等取締りを行わなければならない。
- 3 業務責任者は、従事者の上水道維持管理に係る技術及び接遇能力の向上を常に図ること
- 4 業務責任者は、要求水準書等に示す方針について業務従事者全員と共有し、考えに相違がないよう理解を深めるよう取り組むこと。

- 5 業務責任者の選任については、本業務を専任して行う業務従事者の中から選任しなければならない。

(業務従事者の厳守事項)

第9条 業務従事者は、次に掲げる事項を厳守し、業務を執行しなければならない。

- (1) 業務執行のため、水道使用者等と接するときは、唐津市水道事業に携わるもの一員としての自覚を持って行動すること。
- (2) 水道使用者等を訪問するときは、委託者が証明した身分証明書を常に携帯しなければならない。また、水道使用者等から身分証明書の提示を求められたときは、速やかに提示し、これを拒んではならない。
- (3) 水道使用者等と接するときは、常に名札を着用することとし、当人と判明できるようにすること。
- (4) 現場訪問で水道使用者等の土地又は建物等に立ち入るときは、立入目的を告げ、必要な範囲を超えて立ち入ってはならない。また、この業務の執行にあたっては、相手に不快感を与えないよう態度及び言動に十分注意するとともに水道使用者等の誤解を招くことがあってはならない。

(業務の中断)

第10条 受託者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を委託者に連絡するとともに、委託者と協議し、業務に支障を生じることのないように努めなければならない。

(業務の一部再委託)

第11条 本業務の実施にあたり、受託者は、書面により委託者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者は、再委託を行うにあたり、工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

- 2 委託者は、再委託等をするにより、業務の確実な履行が見込めないと判断した場合、承認しないことができる。
- 3 受託者は、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(要求水準書の未達)

第12条 受託者の原因で要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受託者は速やかに委託者に報告するものとする。この場合において、受託者は、その原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じ、状況を改善するものとする。

2 要求水準書の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、委託者及び受託者は協力し、その改善に努めなければならない。

3 要求水準書の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに委託者及び受託者が協議して決めることとする。

(改善通告)

第13条 委託者は、受託者の業務水準の未達が判明した場合、受託者に対し業務水準の未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置を文書で通告するものとする。

2 受託者は、前項の通告を受けたとき、委託者が指定する期日までに改善方法等を定めた改善計画書を提出するとともに、速やかにその実施状況を報告しなければならない。

(改善計画書の変更)

第14条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに業務水準の是正がなされなかったとき、委託者は受託者に対し当該改善計画書を変更し、再提出するよう通告するものとする。

(委託料の支払停止)

第15条 前条に基づき、変更又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに業務水準の未達が是正されないとき、委託者は受託者に対し事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

2 前項の規定による支払停止を行う場合、委託者は受託者に対し弁明の機会を与えるものとする。

3 業務水準の未達が是正されたとき、委託者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(業務責任者等の交代要求)

第16条 再度の改善計画書に定める期日までに、業務水準の未達が是正されないとき、委託者は受託者に対し業務責任者その他の関係者の交代を要求することができる。

(届出の変更)

第17条 受託者は、次に該当する事項において、直ちに委託者に届け出なければならない。

- (1) 受託者の名称、所在地、電話番号、業務責任者及び従事者に変更があったとき。
- (2) 前号に定める事項のほか、委託業務の執行上、必要があると認められるとき。

(秘密の保持)

第18条 受託者は、次に掲げる事項を遵守し、秘密の保持に努めなければならない。

- (1) 委託業務の執行に際して知り得た事項は、一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 電算システムに入力されている情報及びこの契約を執行するために用いた資料及びその結果について、委託者の許可なく第三者のために転写、複写、閲覧、貸出等を行ってはならない。
- (3) 委託業務完了後、委託者の指定により保管を要するとされたものを除き、抹消、切断等再生使用不可能な方法により処分しなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 受託者は、委託業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）その他関係法令及び唐津市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(委託料の請求)

第20条 委託料の支払は月払とし、委託料の60分の1に相当する額を請求するものとする。

2 委託料は、委託者が定める手続きに従い請求するものとする。

3 各年度における精算対象業務は、第27条で定める管路パトロール等業務、弁栓類点検清掃等業務、外注及び物品調達に関する事務業務（漏水修理工事費を含む）及び交通誘導員とし、精算方法については、仕様書により定める。また、その他本業務で著しく業務量の変更が生じた場合は、委託者、受託者協議により精算の可否及び精算方法を決定するものとする。

(委託料の支払)

第21条 委託者は、受託者から請求を受けたとき、委託業務の履行内容を確認し、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、委託業務の引継期間については、委託料を支払わないものとする。

(引継期間)

第22条 引継期間は、契約締結日から令和9年3月31日までの間とし、受託者は、その期間内に委託業務に係る一切の事務を委託者及び委託者が指定する者から引き継がなければならない。また、引継ぎにあたり発生する費用は、受託者の負担とする。

(契約満了後等の事務引継)

第23条 受託者は、委託業務の契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかに委託業務に係る一切の事務を委託者及び委託者が指定する者に引継ぎを行い、委託業務に支障が生じないようにしなければならない。また、引継ぎにあたり発生する費用は、受託者の負担とする。

(損害賠償責任)

第24条 本業務の履行に関し故意又は過失によって委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(責任の範囲)

第 25 条 本業務について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における管路の維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

第 2 章 業務の要求水準

(現場等業務体制)

第 26 条 本業務における次条第 27 条第 1 号から同条第 8 号までの現場業務体制については、広範囲において迅速な現場対応を可能にする体制を構築すること。

(業務の実施)

第 27 条 本業務は、次の各号のとおりである。

(1) 管路パトロール等業務

業務内容ごとの年間予定数量は、表 3 のとおりとする。

ア 管路パトロール業務は、市内全域の導・送・配水管路及び給水管を対象とする。

イ 水管橋定期点検

設備台帳に登録済の市内 470 箇所の水管橋を 5 年に 1 回の周期で実施すること。

ウ 路面及び弁栓類ボックス周辺の補修

(2) 弁栓類点検清掃等業務

表 4 に示す弁栓類点検清掃等業務の年間要求数量は、500 箇所とする。

(仕切弁、消火栓、空気弁その他管路施設としての弁栓類及び一部の給水装置※大名小路児童公園耐震性貯水槽点検業務を含む)

(3) 水圧測定業務

業務内容ごとの年間要求数量は、表 5 のとおりとする。

(4) 洗管業務

洗管業務の年間要求数量は、460 箇所とする。

- (5) 導・送・配水管切替業務
導・送・配水管切替業務の年間予定数量は、表 6 のとおりとする。
- (6) 漏水修理業務
漏水修理業務の年間予定数量は、表 7 のとおりとする。
- (7) 管路の現場立会業務
管路の現場立会業務の年間予定数量は、表 8 のとおりとする。
- (8) 給水装置に関する業務
給水装置に関する業務の年間予定数量は、表 9 のとおりとする。
- (9) 窓口受付等業務
- ア 窓口受付業務
年間要求水量は、表 10 のとおりとする。
 - イ 水道管路管理システム入力に関する業務における業務予定数量
年間予定数量は、表 11 のとおりとする。
- (10) 外注及び物品調達業務
- ア 減圧弁点検業務
 - イ 減圧弁分解整備工事
 - ウ 海底送水管電気防食装置管理点検業務
 - エ 大名小路児童公園耐震性貯水槽分解整備工事
 - オ 温石配水池用地内除草業務
 - カ 各配水池乗入道路及び水管橋用地除草業務
 - キ 仕切弁ボックス等修繕工事
 - ク 水管橋塗装補修工事
 - ケ 管路舗装補修工事
 - コ 舗装補修用アスファルト常温合材購入業務
 - サ 漏水修理工事費
年間予定数量は、表 12 のとおりとする
- (11) 交通誘導警備員の年間予定人員数は、表 13 のとおりとする。

(12) 漏水修理業務のインセンティブ

漏水修理工事費の抑制を目的として受託者直営による漏水修理工事を行った場合は、受託者の意欲向上のため、費用を精算し受託者に還元するものとする。この場合、外注より有利であることを前提とし、費用算定方法については委託者、受託者協議のうえ決定する。

(車輛の運行)

第28条 受託者は、業務において現場へ移動する場合、受託者の所有する車輛を使用すること。

2 受託者が使用する車輛は、委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

3 受託者の車輛事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

(資材・消耗品の調達及び管理)

第29条 受託者は、業務の実施に要する修理資材及び消耗品類について、その調達及び管理を自ら行い、調達に当たって地元産品の活用に努めるとともに、本業務に支障をきたすことのないよう適正に行うこと。

(竣工図書等の管理)

第30条 管路施設の維持管理を良好に行ううえで必要となる竣工図その他の文書の毀損又は滅失がないように適正に管理すること。

(データの記録・分析・整理)

第31条 管路施設の管理に係るデータは、委託者と協議により定めた様式に記録すること。データの項目及び記録の方法等については、業務開始に先立つ業務実施計画書の中に明示し、委託者と協議のうえ決定するもの。

(設備管理台帳)

第32条 設備管理台帳は、計画的な改良又は修繕が実施できるよう仕様、工事履歴等情報について記載したものを受託者が作成し記録する。ただし、本市水道事業が有する台帳を使用することを妨げない。

(業務状況報告会議の実施)

第 3 3 条 委託者は、受託者の業務内容、帳簿その他の事項について、定期に受託者と報告会議を開催するものとする。

2 委託者は、必要と認めたとき、受託者と臨時に業務に係る会議を開催するものとする。

(技術レベル向上の取組)

第 3 4 条 受託者は、管路施設等の管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

2 受託者は、業務遂行上必要なマニュアルを作成し、委託者に提出しなければならない。また、マニュアルは、常に見直しを行うものとする。

3 受託者は、管路施設等の管理技術の習得に努め、技術研修の実施及び資格取得の推進を図って業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウハウを共有、伝承するものとする。

(雑則)

第 3 5 条 受託者は、契約書、仕様書、要求水準書その他の関係書類に記載されていない事項又は業務履行上で委託者から指示されていない事項についても、施設維持管理上、当然必要な業務等を行うものとする。

(疑義)

第 3 6 条 要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ、定めるものとする。

表 1

(1) 委託者が負担するもの

区分	備考
水道管路管理システム関連費	1 水道管路管理システム維持管理に係る経費 2 ロール紙等の消耗品 3 保守費用
事務用機械器具類の保守点検費	パソコン等貸与備品の保守点検に係る経費
建物維持管理費	庁舎に係る維持管理費
車輛維持経費（給水車）	車輛に係る維持経費 1 車検及び定期点検整備費用 （法定外6月点検を含む。） 2 燃料費 3 損害保険料 4 その他車輛に係る付属品（広報用拡声器含む。）
光熱水費	庁舎の電気料、ガス使用料、水道料及び下水道使用料、ケーブル放送使用料
通信費	庁舎の電話使用料（事業者の固定・携帯電話を除く。）
セキュリティ費	庁舎防犯警備に係る経費
清掃費	庁舎清掃に係る経費（日常清掃を除く。）
消防機器点検費	庁舎の消防機器点検に係る経費
事務用備品（貸与とする。）	水道管路管理システム機器（委託者と共有）、管路管理システム用コピー機（委託者と共有）、机、椅子、ロッカー、キャビネット、書庫等 （注）事務用物品の必要な数等については、委託者と受託者との間で協議をする。

(2) 受託者が負担するもの

区分	備考
車輛維持経費 （給水車を除く。）	車輛に係る全経費 1 車輛購入費 2 車検及び定期点検整備費用 （法定外6月点検を含む。） 3 燃料費 4 損害保険料 5 その他車輛に係る付属品（広報用拡声器含む。）
通信費	事務室固定電話及び携帯電話
被服費	従業者用の被服、名札等
事務用備品	管路管理システム以外のパソコン、プリンター等 業務用のコピー機

事務用消耗品	住宅地図、コピー用紙その他業務用消耗品
現場用消耗品	D P D 試薬等

表 2

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
契約説明責任 リスク	管路条件及び許認可関連等、委託者より提供された条件に暇 庇があった場合	○	
	委託者から説明された募集要項や業務委託要求水準書の誤り や条件の変更があった場合	○	
制度・法令リ スク	委託業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化によ り業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するた めのコスト増を招くようになった場合	○	
	関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれ に伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	受託者の責により関係機関の行政指導等により業務の中断、 停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合		○
	消費税などの税制の変更に伴うコスト増を招くようになった 場合	○	
政治リスク	業務の履行に対して議会承認が得られず、業務の履行及び継 続が困難な場合	○	
	委託者の政策変更や財政破綻等により事業内容の変更・中断 に至り業務の履行が困難となった場合	○	
住民・法人対 策リスク	住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こっ た場合	○	
	受託者の責により住民の反対運動や業務の履行に支障のある 反対運動が起こった場合		○
経済変動 リスク	資材費等の変動により、契約内での業務の履行が困難となっ た場合	○	
	インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動、高騰により 業務の履行が困難となる場合	○	
契約リスク	委託者の責により、受託者が契約を締結できない、又は契約 手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により、委託者が契約を締結できない、又は契約 手続きに時間を要する場合		○

契約不履行 リスク	契約に規定された供給及び支給等の委託者の義務が履行されない場合	○	
	受託者の責により、契約に規定された供給及び支給等の義務が履行されない場合		○
コスト予測リ スク	委託者の指示に基づく修繕費や漏水量の増加などの理由により、コスト増が生じた場合	○	
	受託者の指示に基づく修繕における施工不良など、受託者の責によりコスト増が生じた場合		○
	受託者の責により業務内容の変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合		○
管路損傷リス ク	受託者による管路の不適切な取扱いにより、管・弁栓類機能の低下及び損傷が生じた場合		○
	受託対象管路以外の施設や事象からの波及事故により、対象管路が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
不可抗力リス ク	自然災害等の事象等により、対象管路が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
	受託者の責に帰することのできない災害等の緊急事態により、管路が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
第三者賠償リ スク	委託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○
事故発生リス ク	受託者による管路の不適切な取扱いにより、管・弁栓類機能の低下及び損傷が生じ、事故が発生した場合		○
	管路の劣化等の暇概により事故が生じた場合	○	
	人身事故が発生した場合	○	○
財務・事業中 止リスク	委託者の支払遅延、不払等	○	
	受託者の倒産等		○
	委託者の責により事業を中止する場合	○	
	受託者の責により事業を中止する場合		○

表 3

業務内容	年間予定数量
ア 管路パトロール	1,284 km
緊急管路パトロール (時間内)	50 km
緊急管路パトロール (時間外)	10 km
イ 水管橋定期点検	94 箇所
ウ 路面及び弁栓周辺陥没補修	50 箇所

表 4

	仕切弁数	空気弁数	消火栓数
唐津市全域	12,311	2,009	2,266

表 5

業務内容	年間要求数量
定期測定	64 箇所
不定期測定	20 箇所
合計	84 箇所

表 6

業務内容	年間予定数量
導・送・配水管切替の弁操作	50 箇所
導・送・配水管切替の弁操作 (時間外)	25 箇所
合計	75 箇所

表 7

業務内容	年間予定数量
漏水修理（導・送・配水管、給水管） 仕切弁操作・洗管	3 2 5 箇所
漏水修理（導・送・配水管、給水管） 仕切弁操作・洗管（時間外）	1 7 5 箇所
上記の漏水修理における現地調査	5 0 0 箇所

表 8

業務内容	年間予定数量
管路の現場立会	9 5 箇所
管路の現場立会（時間外）	5 箇所
合計	1 0 0 箇所

表 9

業務内容	年間予定数量
給水装置関係現場対応等	9 5 件
給水装置関係現場対応等（時間外）	5 件
合計	1 0 0 件

表 1 0

業務内容	年間要求数量
受付業務（平日 8:30～17:15）	1 2 月
受付業務（休日 8:30～17:15）	1 2 月
受付業務（夜間 17:15～翌日 8:30） （平日及び休日）	1 2 月

表 1 1

業務内容	年間予定数量
導・送・配水管等	70件
給水装置等	1,430件
合計	1,500件

表 1 2

業務内容	年間予定数量
ア 減圧弁点検業務	63
イ 減圧弁分解整備工事	12
ウ 海底送水管電気防食装置管理点検業務	1
エ 大名小路児童公園耐震性貯水槽分解整備工事	1
オ 温石配水池用地内除草業務	1
カ 各配水池乗入道路及び水管橋用地除草業務	2
キ 仕切弁ボックス等修繕工事	8
ク 水管橋塗装補修工事	4
ケ 管路舗装補修工事	50
コ 舗装補修用アスファルト常温合材購入業務	1
サ 漏水修理工事費	1億3,800万円 (税抜)

表 1 3

業務種別	年間予定人員
交通誘導警備員A	10人
交通誘導警備員B	30人

表 1 4

口径別管路延長

口径 (mm)	送水管 (m)	導水管 (m)	配水管 (m)	連絡管 (m)	工業用水 管 (m)	合計 (m)
13	0.000	0.000	88.480	0.000	0.000	88.480
16	0.000	0.000	1,066.899	0.000	0.000	1,066.899
20	0.000	0.000	9,120.184	11,056.000	0.000	20,176.184
25	0.000	0.000	37,429.680	0.000	0.000	37,429.680
28	0.000	0.000	403.354	0.000	0.000	403.354
30	818.955	160.234	64,789.440	0.000	0.000	65,768.629
32	0.000	0.000	136.479	0.000	0.000	136.479
35	0.000	0.000	437.399	0.000	0.000	437.399
40	2,714.305	376.071	67,507.130	0.000	0.000	70,597.506
50	22.024	59.516	250,035.900	2.813	0.000	250,120.253
65	0.000	0.000	903.625	0.000	0.000	903.625
75	10,027.620	3,044.071	167,161.400	3,812.365	595.686	184,641.142
80	0.000	0.000	20.374	0.000	0.000	20.374
100	9,679.208	189.604	189,062.200	7,737.124	1,121.245	207,789.381
125	0.000	0.000	58.120	0.000	0.000	58.120
150	11,677.660	879.631	215,280.100	9,752.880	766.305	238,356.576
200	780.067	798.877	43,613.270	6,565.354	1,171.645	52,929.213
250	429.388	887.955	26,580.920	13,735.736	540.864	42,174.863
300	11,792.340	12.010	14,310.820	16,146.913	132.500	42,394.583
350	8,128.515	1.590	5,174.006	4,994.910	10,938.559	29,237.580
400	867.268	59.789	2,539.768	0.000	0.000	3,466.825
450	1,792.786	8,445.412	3,623.203	0.000	0.000	13,861.401
500	5,675.942	52.430	1,818.823	0.000	0.000	7,547.195
600	5,047.458	2,723.729	3,514.522	0.000	0.000	11,285.709
700	0.000	3,131.352	31.817	0.000	0.000	3,163.169
900	0.000	71.812	0.000	0.000	0.000	71.812
合計	69,453.536	20,894.083	1,104,931.251	73,804.095	15,266.804	1,284,126.431

管路延長 1,284,126.431m